

令和 8 年度農泊ビジネス起業支援補助金募集要項

第 1 目的及び趣旨

農山漁村地域の持続的な発展のため、地域資源を生かした農家民宿や農家レストラン等の農泊ビジネス（以下、「農泊ビジネス」とする。）の起業に要する経費の一部を助成し、本県の農山漁村地域への多様な人材の参画を促進する。

第 2 補助金名

農泊ビジネス起業支援補助金

第 3 応募資格者

県外居住者、もしくは本県へ転入後、概ね 5 年以内の方で、農泊ビジネスを既に経営している者又は当該補助事業完了後 1 年以内に開業見込みの者（旅館業・飲食店の営業許可を申請する者を含む）。ただし、過去に本補助金の交付決定を受けた事業者は、原則補助対象外とする。

第 4 補助の対象

以下の内容を補助対象とします。

- (1) 農泊ビジネスの起業に係る施設整備・改修費
- (2) 起業または既存施設において、インバウンドなど新たな客層を迎え入れるために必要な設備費
- (3) その他起業等に係る経費で広告宣伝等のソフト事業を行う場合は、(1)又は(2)とともに行うことを必須とする。

<別表>

施設改修費	設計費、建築・設備工事費、修繕費、室内備品等
設備費	キャッシュレス決済、wi-fi 環境の整備等
その他経費	広告宣伝費、印刷費、委託費等

※アメニティなどの消耗品、営業許可取得に係る経費は対象としない。

第 5 補助金の額

補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、補助金の上限額は 50 万円とする。

（※千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる）

第 6 補助金交付の条件

- 1 令和 9 年 2 月 28 日までに委託業者等への支払いなど補助金の支払いを終わらせること。
- 2 令和 9 年 3 月 31 日までに農家民宿や農家レストラン等の営業許可を取得又は申請すること。ただし、知事に報告や特段の理由がなく補助事業完了後 1 年以内に開業に至らなかった場合、知事は補助金返還を命じることができる。

第 7 募集件数

1 組

- (1) 応募者数が予定を上回った場合は、過年度に県が実施した「農泊ビジネス起業実践研修」の受講実績がある者を優先的に採択する。
- (2) (1)の優先採択の上で、予算に余裕がある場合は、事業計画書の内容を審査の上、事業目的に合致するものから順に採択する。

第 8 応募方法

次の①～⑥の書類を各 1 部郵送又はメールで提出すること。

送付先：秋田県農林水産部農山村振興課（秋田市山王四丁目 1 番 1 号）

メール：nousansonshinkouka@pref.akita.lg.jp

- ①応募書（様式第 1 号）
- ②事業計画書（様式第 2 号）
- ③収支予算書（様式第 3 号）※秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱
- ④工事見積書の写し及び施工前の現場写真、又は購入設備のカタログ及び見積書
- ⑤改修後の平面図又は見取図（施設改修を行う場合）
- ⑥住民票の写し等、応募資格があることを証明できる書類

第 9 応募締切

令和 8 年 9 月 1 8 日（金）

応募締切後、予算等に余裕がある場合は追加募集を実施する。その際は、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

第 10 対象者の選定方法

- 1 知事がこの募集要項のほか「農泊ビジネス起業支援事業実施要領」に基づき、応募資格を満たしている者を選定する。
- 2 応募資格を満たしている者の中から、応募書類による計画の具体性や実現性、事業の継続性や将来性などを比較審査し、補助対象者を決定する。

第 11 決定通知

選定結果は、決定後速やかに応募者に書面で通知する。

第 12 その他要綱

補助金交付の詳細条件、申請方法等は「農泊ビジネス起業支援事業実施要領」に記載する。

付 則 本要項は令和 8 年 5 月 8 日から施行する。